2008.03.28

PL Report ＜2007 No.12＞

国内の PL 関連情報

国内メーカーが相次いで中国製玩具の安全対策強化に動く

（2008 年 2 月 13 日　日本経済新聞）

昨年以降、世界各国で中国製玩具の塗料から基準を上回る鉛が相次いで検出されたことを受け、国内メーカーも、中国製玩具の安全対策をより一層強化している。

Ａ社の中国現法では、従来から、本社発注分を対象に、Ｘ線分析装置を用いて有害物質 8 元素の有無や濃度の測定検査をしていたが、検査対象製品をグループ会社や現地生産委託会社の発注分に拡大することとし、Ｘ線分析装置を増やした。Ｂ社においても、同様の装置を現地駐在員事務所に導入し、現地の生産委託先が製造する全製品を対象に抜き取り検査を始める。

Ｃ社では、現地駐在員事務所を現地法人に格上げし、検査装置を追加するとともに、現地生産委託先の監査を強化すべく、数年後をメドに、同現法の社員を 20 名程度増員する。

ここがポイント

中国で製造された玩具の塗料中に、基準値を超える鉛が含有していたとして、米国の大手玩具メーカーが昨年夏に相次いで大規模なリコールを実施したのは記憶に新しいところです。

ちなみに米国では、塗料中の鉛含有量が法律で規制されており(Federal Regulation Title16 Part1303：塗料に含まれる鉛含有量は 600ppm 以下)、日本では法的規制はないものの、日本玩具協会の玩具安全基準(ST 基準)では、鉛含有試験における溶出量の基準値は 90ppm 以下とされています。

鉛の含有の有無を検査する最も簡便な方法の 1 つがＸ線分析であり、このため、各社でＸ線分析装置の導入が進んでいるものと思われます。その一方で、製品の安全性確保を受け入れ側での対策強化のみに頼るのは限界もあるため、現地製造委託先に対する、製品安全面での指導・育成の強化も併せて図っていくことが肝要となります。

スキーで重傷した高校生がスキー板メーカーを提訴

（2008 年 2 月 15 日　読売新聞ほか）

スキーで滑走中に転倒し、重傷を負った高校生が、大手スキー板メーカーを相手取り、総額 4000 万円の損害賠償を求めるＰＬ訴訟を仙台地裁に起こした。

原告は、スキー滑走中に転倒した際、スキー靴がビンディング（スキー板とスキー靴を固定する金具）から外れず、この結果、右脚を粉砕骨折する大ケガを負った。原告側は「被告メーカーのビンディングは他社のものと構造が異なり、スキー板から靴が外れにくい設計上の欠陥が認められ、指示警告も不十分である。」などと主張している。

ここがポイント

スキーのビンディングの性能としては、「通常の滑走時にはスキー板とスキー靴をしっかり固定する」、「異常な力が加わった時には容易に切り離してケガを防ぐ」という二つの役割が要求されます。今回のＰＬ訴訟は「外れにくい」ことを欠陥として主張していますが、米国では他のメーカーが「外れやすい」ことを理由とするリコールを行っています。

訴状の中で原告は、「他のメーカーの製品と異なり、かかと部分を左右方向に引っ張ってもスキー靴が外れない点で欠陥が認められる」と主張しています。ちなみに、原告がスキーセットを購入した販売店との間では、既に 120 万円を支払うとする内容での和解が成立しています。

被告メーカーとしては、当該製品の開発設計時における安全性評価のプロセスや指示警告内容を詳細にレビューするとともに、原告本人もしくは販売店によるビンディングの調整状況、転倒事故時の具体的な状況など、事実に関する詳細情報を可能な限り収集した上で、訴訟戦略を練ることが求められます。

国民生活審議会が「事故防止センター」の新設を提唱

（2008 年 2 月 16 日　朝日新聞ほか）

内閣府国民生活審議会の総合企画部会は、このほど、「製品・設備の安心・安全に向けた体制整備について」のとりまとめ素案を公表した。

同素案は、「事故情報の一元的収集」、「事故情報の整理と警告」、「専門機関における原因究明」の 3 つの柱からなっており、これらを統括する機能として、「事故防止センター（仮称）」の新設を提唱するとともに、同センターの活動の実効性を担保するための新法の制定を求めている。

素案の概要は以下の通りである。

①事故情報の一元的収集

消費生活用製品のみならず、エレベーター・プールなどの施設・設備も含め、事故情報を分野横断で一元的に収集・共有化するためのシステムを整備する。

②事故情報の整理と警告

所管の明らかでない製品等に起因する事故については、「事故防止センター」が主体となって調査・是正勧告を行う。また、消費者への警告に際しては、危険度を色で示す等、わかりやすいマークを付して情報を提供する。

③専門機関における原因究明

「事故防止センター」は原因究明機関のネットワークを構築するとともに、消費者からの原因究明依頼に対する統括的な窓口機能を担う。

ここがポイント

本件は、福田首相が掲げる消費者重視政策を受けて出された検討案の１つです。ちなみに同審議会の消費者政策部会では、本件の検討と並行して、「国民生活センターのあるべき姿」に関する検討が進められており、今後、我が国において、消費者保護強化に向けた包括的な骨格作りが本格化していくことが予想されます。

本素案の概要は本文で記した通りですが、ポイントとしては、

①省庁の垣根を越えた製品安全政策の総合的な推進

②消費者の利便性に配慮したワンストップでの行政サービスの提供

③医療機関からの事故情報や、子供が被害にあった事故情報への優先対応

の 3 つが挙げられます。これら政策の推進の要として、「事故防止センター」の新設が提唱されていますが、素案によれば、同センターは、企業に対する調査立入権や是正勧告権を持つほか、安全基準等に不備があった場合は、所管省庁に対して是正勧告を出す権限を有するとされています。仮にこれらが実現すれば、我が国の製品安全政策において、同センターが大きな影響力を有することになると思われます。

消費者行政の見直しについては、「消費者省」の新設の動きもあるなど、未だ流動的な要素を多分にはらんでいますが、時代の流れは確実に「消費者保護」の方向に向かっているといえます。企業としては、消費者行政に関する検討の今後の行方を注視しつつ、消費者の目線に立って、自社の製品安全対策の現状を総点検することが必要であるといえます。

海外の PL 関連情報

2007 年度の全米損害賠償評決額トップ 10 が公表される

米国における 2007 年度の損害賠償評決額トップ 10 が、法律事務所向けの全米専門紙で公表された。前年度同様に、10 億ドルクラスの超高額事案はなく、トップ 10 の合計評決額も昨年度を下回るなど、評決額水準の下方傾向が続いていることが注目される。

《2007 年度―民事訴訟全体における高額評決上位 10 事例》

※評決額の円換算は$1＝\110 で計算

No	分類	評決額	州	事例	被告
1	医療過誤	$109 Mil (約 120 億円)	New York	適時の診断を怠ったことにより、脳卒中患者が脳障害を負った事例	医師/医療機関
2	建物管理責任	$102.7 Mil (約 113 億円)	Florida	モール駐車場で暴漢に首を撃たれ、下半身麻痺を負った事例	モール所有管理会社
3	Products Liability	$55.2 Mil (約 61 億円)	California	変速機欠陥により後進したトラックに轢かれた事例	自動車会社/車両所有者
4	Products Liability	$54 Mil (約 59 億円)	California	気化器欠陥による小型飛行機の衝突事故事例	気化器/エンジン製造業者
5	管理業務上過失	$54 Mil (約 59 億円)	New Mexico	病状への不適切な処置により入所者が内臓出血により死亡した事例	介護施設/施設職員
6	自動車衝突事故	$50 Mil (約 55 億円)	Florida	酒酔運転のピックアップ車に衝突され、4 歳少年が脳障害を負った事例	ピックアップ車運転者/保険会社
7	Products Liability	$50 Mil (約 55 億円)	Alabama	温水器のガス爆発により死亡した事例	温水器製造会社
8	Products Liability	$47.6 Mil (約 52 億円)	Nevada	ホルモン剤服用による乳がんに罹患した事例	製薬会社
9	Products Liability	$47.5 Mil (約 52 億円)	New Jersey	鎮痛剤服用による心臓病に罹患した事例	製薬会社
10	自動車事故	$45 Mil (約 50 億円)	Florida	トラックとの衝突事故で 9 歳女児、未出生子が死亡した事例	保険会社

（出典：Lawyers USA）

＜参考：過去5年との比較＞

【単位】　M：Million（100万）／B：Billion（10億）

		2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
トップ3評決額	1位	$28,000 M	$255 M	$1,600M	$1,450M	$217 M	$109 M
	2位	$2,200 M	$250 M	$1,000M	$606 M	$160 M	$103 M
	3位	$270 M	$164 M	$776M	$253 M	$106 M	$55 M
トップ10評決合計額		$31.4B	$1.2 B	$5.2 B	$2.9 B	$0.8B	$0.6B

ここがポイント

ご紹介したトップ10事案にみる最近の傾向について、以下のポイントが挙げられます。

① 一般的に評決額が高額になりやすいといわれるフロリダ、カリフォルニアの2州については、昨年は4件、今年も5件がトップ10に入っています。過去の統計の上からも、ニューヨーク、テキサスを加えた特定4州に高額評決事案が偏在する傾向が続いている。

② トップ10合計額をみると、2007年度はここ6年間で最も低い水準にあります。特に2007年度は、タバコＰＬ訴訟に関する2月の連邦最高裁判決において、訴外の第三者に対する損害は懲罰賠償金算定上考慮すべきでないとの判断を下したことも、突出した懲罰賠償事案の抑制につながったものとみられる。

懲罰賠償については、各州における不法行為法改革が進む中で、認定要件を明確にしたり、金額の上限を定めるなどの州が増えてきています。行き過ぎた懲罰賠償評決の抑制に歯止めをかける、ここ数年の連邦最高裁の動きも、企業の懲罰賠償リスクを低減させる大きな要因となっています。しかし、州によっては、懲罰賠償の適用要件や算定範囲に関する連邦最高裁判断を踏まえない判決が示されるケースもみられ、未だに予断を許さない状況であるといえます。引き続き、今後の不法行為法改革の行方や連邦最高裁の動向を注視していくことが求められます。

ヨーグルトの健康増進機能を巡り集団訴訟の動き

米カリフォルニア州で、健康増進機能をうたったヨーグルトを巡って大手食品メーカーを相手取った集団訴訟が準備されていることが明らかになった。

原告側は

・メーカーは「特別なビフィズス菌により、腸の活動リズムを改善し、消化機能を調整することが証明されている」、「特別な乳酸菌により、免疫機能を高める効果が医学的に実証されている」などと宣伝している

・しかしながら、これらの宣伝については、メーカー自身の研究では十分な効果を証明するに足る結果が出ておらず事実に反する。にもかかわらずメーカーは製品価格を30%も吊り上げている

・これらの行為は、表示の保証に反するだけではなく、消費者保護法（Consumers Legal Remedies Act）や不正競争防止法（Unfair Competition Law）に違反する行為である

などと指摘している。

原告は、集団訴訟の承認や、当該商品の販売差止め命令に加え、当該商品の販売によって得た利益を全て返還することを求めており、カリフォルニア州だけではなく、全米の購入者が、数万人規模で訴訟に参加することを期待している。

一方、メーカーは、「当該製品はあらゆる法令・規制に準拠し、その効果は、科学的な根拠に基づいている」とコメントし、法廷で徹底的に争う構えを見せている。

ここがポイント

当該ヨーグルトは、いわゆる「機能性食品（Functional Food）」に該当し、科学的根拠に基づいて健康増進機能が認められている食品と位置づけられています。

日本では、医薬品と食品の中間に位置する製品を対象に、「特定保健用食品」、「栄養機能食品」などの制度が確立されていますが、それらに当てはまらない製品で機能・効果やその科学的根拠が不明確なものが販売されている実態もあります。

本件は PL 訴訟ではありませんが、消費者保護法や不正競争防止法違反などを巡るこの種の集団訴訟も、製品を扱う企業にとっては脅威となるリスクであるといえます。企業としては、平素から製品の性能・効能や安全性に関する科学的根拠と妥当性を精査し、適切に消費者に伝えるとともに、一連のプロセスを記録・保存しておくことで、PL 訴訟をはじめとする消費者との間の各種の紛争に対し、合理的根拠をもって対抗することが可能となります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2008